

6/30(金)ヒアリングを踏まえた RFS 保安規定変更認可申請書の変更案

6/30(金)ヒアリングを踏まえ、令和5年5月22日に補正した保安規定変更認可申請書について、下記のとおり変更する。

- (1) 6/30(金)ヒアリング資料での変更案 第32条(管理区域内における区域の種類)の内容を第31条に統合するため、変更案 第31条を下記のとおり変更する。

(管理区域の設定及び解除)

第31条 管理区域は、添付2に示す区域とし、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)とする。

- (2) 汚染のおそれのない管理区域からの人の退出や物品搬出時に「表面汚染密度の確認を省略できる」旨の記載をあらためて記載する必要はないため、6/30(金)ヒアリング資料での変更案 第34条(管理区域への出入管理)第5項及び第40条(管理区域外等への搬出)を削除する。

- (3) 6/30(金)ヒアリング資料での変更案 第43条について「基本的な対応」と「措置」の2つに分けて、下記のとおり記載する。

(汚染を発見した場合等の基本的な対応)

第41条 環境・放射線管理GMは、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えるような汚染を発見した場合等の異常が発生した場合は、技術安全部長に報告する。

2. 技術安全部長は、前項の異常が発生した場合は、センター長及び取扱主任者に報告する。

(汚染を発見した場合等の措置)

第42条 技術安全部長は、第41条第1項の異常が発生した場合は、汚染拡大防止のための区画の設定、保護衣の着用、汚染の除去、退出時及び物品搬出時の表面汚染密度の確認等の必要な措置を講じる。

2. 環境・放射線管理GMは、第1項の措置において放射性廃棄物が発生した場合は、表63-1の放射性廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつけたドラム缶に封入することにより汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物貯蔵室に保管する。また、保全GMは、保管しているドラム缶には津波漂流防止の措置を講じる。

- (4) 上記第41条第2項に「取扱主任者に報告する」を追記したことに合わせて、第9条の取扱主任者に報告する内容として、表9-2に下記項目を追加する。

表 9 - 2

条 文	内 容
第 4 1 条 (汚染を発見した場合等の基本的な対応)	・法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えるような汚染を発見した場合等の異常が発生した場合

(5) 表 9 - 3 注釈の※ 1, ※ 2 について、記録を除外する場合でなく記録する場合の表現とするため、下記のとおり変更する。

※ 1 : 「放射性廃棄物の廃棄施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率」については、放射性廃棄物の廃棄施設に放射性廃棄物が保管された場合に記録する。

※ 2 : 「管理区域における空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度」については、表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域を設定した場合に記録する。

(6) 表 9 - 3 の注釈と同様な記載となっていた第 6 9 条 (記録) の表 6 9 - 1 の注釈※ 3, ※ 4 についても、同様に下記のとおり変更する。

表 6 9 - 1 (変更後: 表 6 3 - 1) の注釈

※ 3 : 「放射性廃棄物の廃棄施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率」については、放射性廃棄物の廃棄施設に放射性廃棄物が保管された場合に記録する。

※ 4 : 「管理区域における空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度」については、表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域を設定した場合に記録する。

(7) 上記 (3) の第 4 1 条第 2 項に「センター長及び取扱主任者に報告する」を追記したことに合わせて、第 7 0 条 (報告) (変更後: 第 6 4 条) 第 1 項に「汚染を発見した場合」を追加するため、下記のとおり変更する。

第 6 4 条 各 GM 又は各部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちにセンター長及び取扱主任者に報告する。

(1) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 (第 3 7 条)

(2) 貯蔵規則第 4 3 条の 1 3 (事故故障等の報告) 第 2 号, 第 3 号及び第 1 0 号から第 1 2 号に定める報告事象が生じた場合

(3) 第 2 5 条第 1 項に定める異常が発生した場合

(4) 第 4 1 条第 1 項に定める異常が発生した場合

2. センター長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。

3. 第 1 項又は第 2 項に基づく報告が、不在で遂行できない場合並びに夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外) の報告方法は、「貯蔵管理マニュアル」による。

(8) 第4条（品質マネジメントシステム計画）7.1項(1)について、文意が明確になるように、下記のとおり変更する。

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

(1) 組織は、個別業務に必要なプロセス（貯蔵管理，放射線管理等，施設管理，緊急時の措置，法令等の遵守，健全な安全文化の育成及び維持）について，計画を策定するとともに，そのプロセスを確立する。この計画の策定には，4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。

(9) 第15条（引継）について、誰が誰に何をさせるのかが明確になるように、下記のとおり変更する。

第15条 貯蔵GMは、監視を行う者の中で貯蔵管理日誌を用いた引継を確実に実施させる。

(10) 第23条（使用済燃料を収納した金属キャスクの貯蔵）について、通常時の記載のみとするため、下記のとおり変更する。

第23条 貯蔵GMは、表示・警報装置により使用済燃料を収納した金属キャスクの蓋間圧力及び表面温度，使用済燃料貯蔵建屋の給排気温度，管理区域内の主要箇所の外部放射線量率の監視を行うとともに，第13条の巡視点検によって，施設の状態を確認する。

2. 貯蔵GMは，前項の結果，機器に異常があれば関係GMに連絡する。

3. 貯蔵GMは，使用済燃料貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する。

(11) 「第5章 放射性廃棄物管理」と「第6章 放射線管理」の構成変更に伴う、条文番号の変更概要を表1に示す。

表1 条文番号の変更概要

変更前（令和5年5月23日補正時）	変更後（案）
第1章 総則 第1条 目的 第2条 基本方針 第3条 関係法令及び保安規定の遵守	第1章 総則 第1条 目的 第2条 基本方針 第3条 関係法令及び保安規定の遵守
第2章 品質マネジメントシステム 第4条 品質マネジメントシステム計画	第2章 品質マネジメントシステム 第4条 品質マネジメントシステム計画
第3章 体制及び評価 第1節 保安管理体制	第3章 体制及び評価 第1節 保安管理体制

変更前（令和5年5月23日補正時）	変更後（案）
<p>第5条 保安に関する組織</p> <p>第6条 保安に関する職務</p> <p>第7条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会</p> <p>第8条 使用済燃料取扱主任者の選任</p> <p>第9条 使用済燃料取扱主任者の職務等</p> <p>第2節 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価</p> <p>第10条 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価</p>	<p>第5条 保安に関する組織</p> <p>第6条 保安に関する職務</p> <p>第7条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会</p> <p>第8条 使用済燃料取扱主任者の選任</p> <p>第9条 使用済燃料取扱主任者の職務等</p> <p>第2節 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価</p> <p>第10条 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価</p>
<p>第4章 貯蔵管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第11条 使用済燃料貯蔵施設の監視を行う者の確保</p> <p>第12条 使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いを行う者の確保</p> <p>第13条 巡視点検</p> <p>第14条 マニュアルの作成</p> <p>第15条 引継</p> <p>第16条 火災発生時の体制の整備</p> <p>第17条 火山影響等発生時の体制の整備</p> <p>第18条 その他自然災害発生時等の体制の整備</p> <p>第19条 火山活動のモニタリング等の体制の整備</p> <p>第2節 使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ・貯蔵・搬出</p> <p>第20条 貯蔵計画</p> <p>第21条 使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認</p> <p>第22条 使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱い</p> <p>第23条 使用済燃料を収納した金属キャスクの貯蔵</p> <p>第24条 使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出確認</p> <p>第3節 異常時の措置</p> <p>第25条 異常時の基本的な対応</p>	<p>第4章 貯蔵管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第11条 使用済燃料貯蔵施設の監視を行う者の確保</p> <p>第12条 使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いを行う者の確保</p> <p>第13条 巡視点検</p> <p>第14条 マニュアルの作成</p> <p>第15条 引継</p> <p>第16条 火災発生時の体制の整備</p> <p>第17条 火山影響等発生時の体制の整備</p> <p>第18条 その他自然災害発生時等の体制の整備</p> <p>第19条 火山活動のモニタリング等の体制の整備</p> <p>第2節 使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ・貯蔵・搬出</p> <p>第20条 貯蔵計画</p> <p>第21条 使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認</p> <p>第22条 使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱い</p> <p>第23条 使用済燃料を収納した金属キャスクの貯蔵</p> <p>第24条 使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出確認</p> <p>第3節 異常時の措置</p> <p>第25条 異常時の基本的な対応</p>

変更前（令和5年5月23日補正時）	変更後（案）
<p>第26条 異常時の措置</p> <p>第27条 異常時の使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出等</p> <p>第28条 外部電源喪失時の対応</p>	<p>第26条 異常時の措置</p> <p>第27条 異常時の使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出等</p> <p>第28条 外部電源喪失時の対応</p>
<p><u>第5章 放射性廃棄物管理</u></p> <p><u>第29条 放射性廃棄物管理に係る基本方針</u></p> <p><u>第30条 頻度の定義</u></p> <p><u>第31条 放射性固体廃棄物の管理</u></p> <p><u>第32条 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u></p> <p><del>第33条 事故由来放射性物質の降下物の影響確認</del></p> <p><u>第34条 放射性液体廃棄物の管理</u></p>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時の廃棄物管理は、変更後案 第40条(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)に記載。</li> <li>・放射性廃棄物が発生した場合の管理については、変更後案 第42条(汚染を発見した場合等の措置)の第2項に記載。</li> <li>・変更前 第33条(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)については、影響確認済であるため、条文を削除。</li> </ul>
<p><u>第6章 放射線管理</u></p> <p>第35条 放射線管理に係る基本方針</p> <p>第36条 頻度の定義</p> <p>第37条 管理区域の設定及び解除</p> <p><del>第38条 管理区域内における区域区分</del></p> <p>第39条 管理区域内における特別措置</p> <p>第40条 管理区域への出入管理</p> <p>第41条 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>第42条 周辺監視区域</p> <p>第43条 放射線業務従事者の線量管理等</p> <p><del>第44条 床、壁等の除染</del></p> <p>第45条 外部放射線に係る線量当量率等の測定</p> <p>第46条 放射線計測器類の管理</p> <p><del>第47条 管理区域外等への搬出</del></p> <p>第48条 協力企業の放射線防護</p> <p>⇒</p> <p>・変更前 第29条～48条の記載のうち、汚染発生時を想定した対応は、変更後案 第41条及び第42条に趣旨を記載</p>	<p><u>第5章 放射線管理等</u></p> <p>第29条 放射線管理<u>等</u>に係る基本方針</p> <p>第30条 頻度の定義</p> <p>第31条 管理区域の設定及び解除 (第31条に統合のため、削除)</p> <p>第32条 管理区域内における特別措置</p> <p>第33条 管理区域への出入管理</p> <p>第34条 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>第35条 周辺監視区域</p> <p>第36条 放射線業務従事者の線量管理等 (第41条及び第42条に含むため、削除)</p> <p>第37条 外部放射線に係る線量当量率等の測定</p> <p>第38条 放射線計測器類の管理 (不要のため削除)</p> <p>第39条 協力企業の放射線防護</p> <p><u>第40条 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u></p> <p><u>第41条 汚染を発見した場合等の基本的な対応</u></p> <p><u>第42条 汚染を発見した場合等の措置</u></p>

変更前（令和5年5月23日補正時）	変更後（案）
<p>第7章 施設管理</p> <p>第49条 施設管理計画</p> <p>第50条 設計管理</p> <p>第51条 作業管理</p> <p>第52条 使用前事業者検査の実施</p> <p>第53条 定期事業者検査の実施</p> <p>第54条 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針</p>	<p>第6章 施設管理</p> <p>第43条 施設管理計画</p> <p>第44条 設計管理</p> <p>第45条 作業管理</p> <p>第46条 使用前事業者検査の実施</p> <p>第47条 定期事業者検査の実施</p> <p>第48条 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針</p>
<p>第8章 緊急時の措置</p> <p>第55条 原子力防災組織</p> <p>第56条 原子力防災組織の要員</p> <p>第57条 緊急作業従事者の選定</p> <p>第58条 原子力防災資機材</p> <p>第59条 通報経路</p> <p>第60条 原子力防災訓練</p> <p>第61条 通報</p> <p>第62条 態勢の発令</p> <p>第63条 応急措置</p> <p>第64条 原子力緊急事態宣言発令後における活動</p> <p>第65条 緊急作業従事者の線量管理等</p> <p>第66条 態勢の解除</p>	<p>第7章 緊急時の措置</p> <p>第49条 原子力防災組織</p> <p>第50条 原子力防災組織の要員</p> <p>第51条 緊急作業従事者の選定</p> <p>第52条 原子力防災資機材</p> <p>第53条 通報経路</p> <p>第54条 原子力防災訓練</p> <p>第55条 通報</p> <p>第56条 態勢の発令</p> <p>第57条 応急措置</p> <p>第58条 原子力緊急事態宣言発令後における活動</p> <p>第59条 緊急作業従事者の線量管理等</p> <p>第60条 態勢の解除</p>
<p>第9章 保安教育</p> <p>第67条 センター員への保安教育</p> <p>第68条 協力企業従業員への保安教育</p>	<p>第8章 保安教育</p> <p>第61条 センター員への保安教育</p> <p>第62条 協力企業従業員への保安教育</p>
<p>第10章 記録及び報告</p> <p>第69条 記録</p> <p>第70条 報告</p>	<p>第9章 記録及び報告</p> <p>第63条 記録</p> <p>第64条 報告</p>

第5章 放射線管理等

(放射線管理等に係る基本方針)

第29条 センターにおける放射線管理等に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

(頻度の定義)

第30条 本章でいう頻度に関する考え方は、表30のとおりとする。

表30

頻 度	考 え 方
毎日貯蔵中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施（測定等）している場合も含む。
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。

(管理区域の設定及び解除)

第31条 管理区域は、添付2に示す区域とし、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）とする。

2. 環境・放射線管理GMは、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。
3. 環境・放射線管理GMは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
4. 環境・放射線管理GMは、添付2における管理区域境界付近において、表31に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たって、環境・放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、環境・放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

5. 環境・放射線管理GMは、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、取扱主任者の確認を得て、センター長の承認を得て行うことができる。設定又は解除に当たって、環境・放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、環境・放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、取扱主任者の確認を得て、センター長の承認を得る。
6. 環境・放射線管理GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定に当たって、環境・放射線管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
7. 環境・放射線管理GMは、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、取扱主任者の確認を得て、センター長の承認を得る。
- なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを環境・放射線管理GMが確認し、取扱主任者の確認を得て、センター長の承認を得る。

表 3 1

扉修理他作業
清掃作業
建物補修
搬出入作業
物品の仮置

(管理区域内における特別措置)

第32条 環境・放射線管理GMは、管理区域のうち外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルトを超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。

2. 各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、環境・放射線管理GMの承認を得る。

(管理区域への出入管理)

第33条 環境・放射線管理GMは、別途定められた管理区域への立入許可に係る事項に基づき、管理区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者



(2) 一時立入者 : 放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者

2. 環境・放射線管理GMは、第1項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。

3. 環境・放射線管理GMは、チェックポイント（管理区域への出入管理を行うエリア）において、入退域管理装置により人の出入りを管理する。

4. 防災安全GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。

5. 環境・放射線管理GMは、管理区域における線量当量率等を放射線業務従事者等が安全に認識できるよう、放射線サーベイ機器で測定した値を配置図に記載して壁面に掲示することで、チェックポイント及び事務建屋に表示する。

(管理区域出入者の遵守事項)

第34条 環境・放射線管理GMは、管理区域に出入りするセンター員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

(1) チェックポイントを経由すること。ただし、環境・放射線管理GMの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。

(2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって環境・放射線管理GMの指示に従う場合は、この限りでない。

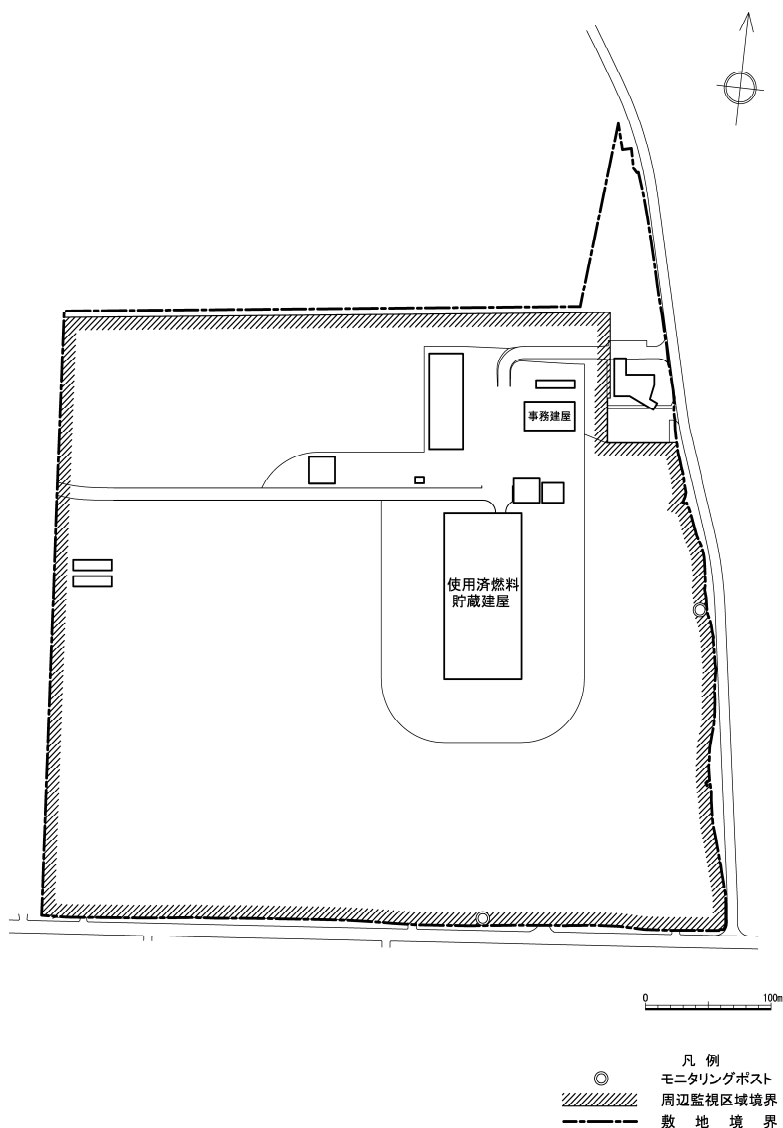
(3) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。

(周辺監視区域)

第35条 周辺監視区域は、図35に示す区域とする。

2. 環境・放射線管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

図 3 5



(放射線業務従事者の線量管理等)

第 3 6 条 各 GM は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。

2. 環境・放射線管理 GM は、センター員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 3 6 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表 3 6

項 目	頻 度
外部被ばくによる線量	3 ヶ月に 1 回 <sup>※1</sup>

※ 1 : 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。) にあつては、1 ヶ月に 1 回とする。

(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第37条 環境・放射線管理GMは、管理区域内、事業所内の管理区域以外の人が入る場所、周辺監視区域境界付近(周辺監視区域境界付近の測定場所は図37に定める。)において表37に定める測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。

2. 環境・放射線管理GMは、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

表37

場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度
1. 管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日貯蔵中に1回
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 <sup>※3</sup>	3ヶ月に1回
	空気吸収線量率 <sup>※4</sup>	常時
	中性子線量当量率 <sup>※5</sup>	常時
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回
3. 事業所内の管理区域以外の人が入る場所	外部放射線に係る線量当量	3ヶ月に1回

※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

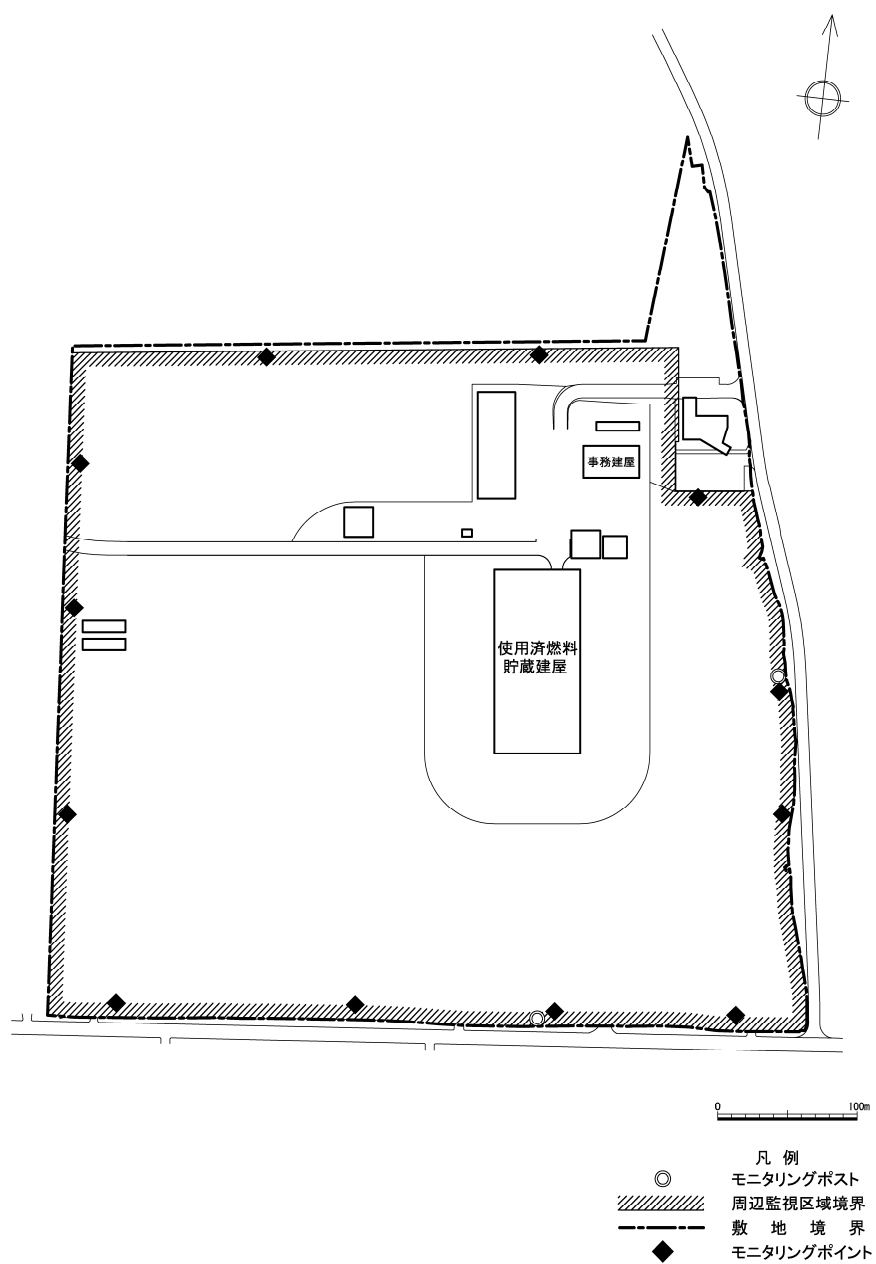
※2：エリアモニタにおいて測定する項目

※3：モニタリングポイントにおいて測定する項目

※4：モニタリングポストにおいて測定する項目

※5：東側周辺監視区域境界付近のモニタリングポストにおいてのみ測定する項目

図 3 7



(放射線計測器類の管理)

第 3 8 条 環境・放射線管理GM及び保全GMは、表 3 8 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。

また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表 3 8

分 類	計測器種類	所管GM	数 量
1. 被ばく管理用計測器	警報機能付き個人線量計	環境・放射線管理GM	1 式
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	環境・放射線管理GM	6 台
	GM管サーベイメータ	環境・放射線管理GM	2 台
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	環境・放射線管理GM	2 基
	ガンマ線エリアモニタ	保全GM	1 4 台
	中性子線エリアモニタ	保全GM	7 台

(協力企業の放射線防護)

第 3 9 条 環境・放射線管理GMは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、センター長の承認を得る。

- (1) 管理区域出入者の遵守事項
  - a) 出入方法に関する事
  - b) 個人線量計の着用に関する事
  - c) 管理区域内での飲食及び喫煙に関する事
- (2) 線量評価の項目及び頻度に関する事
- (3) 汚染を発見した場合等の措置に関する事

2. 各GMは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、第 1 項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第 4 0 条 環境・放射線管理GMは、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。

- (1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲
- (2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法
- (3) 「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断したものと、それ以外のものとの混在防止措置

2. 各GMは、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合は、第 1 項で定めた事項に基づき実施する。

(汚染を発見した場合等の基本的な対応)

第41条 環境・放射線管理GMは、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えるような汚染を発見した場合等の異常が発生した場合は、技術安全部長に報告する。

2. 技術安全部長は、前項の異常が発生した場合は、センター長及び取扱主任者に報告する。

(汚染を発見した場合等の措置)

第42条 技術安全部長は、第41条第1項の異常が発生した場合は、汚染拡大防止のための区画の設定、保護衣の着用、汚染の除去、退出時及び物品搬出時の表面汚染密度の確認等の必要な措置を講じる。

2. 環境・放射線管理GMは、第1項の措置において放射性廃棄物が発生した場合は、表63-1の放射性廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつけたドラム缶に封入することにより汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物貯蔵室に保管する。また、保全GMは、保管しているドラム缶には津波漂流防止の措置を講じる。

以 上